

# 小・中・高・大学生に関する子育て支援

## 淡路市小・中学校一覧

### ✿ 小学校

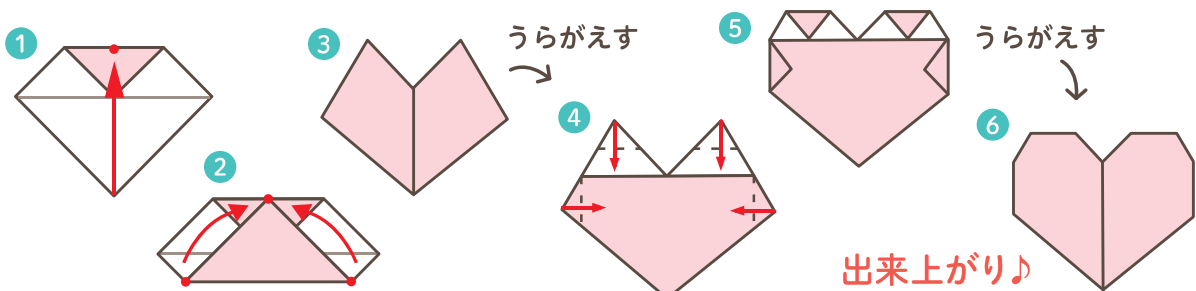
地区	学校名	電話番号	FAX番号	住所
津名	塩田小学校	☎62-0323	62-6184	塩尾430-2
	志筑小学校	☎62-0051	62-0016	志筑1578
	中田小学校	☎62-0013	62-6185	中田4390
	大町小学校	☎62-0580	62-6186	大町上461
	津名東小学校	☎64-0002	64-1636	生穂2346-2
東浦	学習小学校	☎74-4111	75-2051	久留麻1724-1
	浦小学校	☎74-4112	75-2052	浦701
岩屋	石屋小学校	☎72-3120	73-2010	岩屋529-1
北淡	北淡小学校	☎82-0304	82-0472	浅野神田78
一宮	多賀小学校	☎85-0017	80-5048	多賀104
	一宮小学校	☎85-0029	85-0791	北山1600

### ✿ 中学校

地区	学校名	電話番号	FAX番号	住所
津名	津名中学校	☎64-0521	64-2011	大谷1003
東浦	東浦中学校	☎74-4113	74-4114	久留麻2600-1
岩屋	岩屋中学校	☎72-3117	72-2419	岩屋2875
北淡	北淡中学校	☎80-2260	80-2261	浅野神田114-1
一宮	一宮中学校	☎85-0067	85-1697	多賀145

## おり紙であそぼう

### ハートにチャレンジ



## 学童保育

問 各施設(11か所)又は社会教育課(1号館2F<sup>④</sup>) ☎64-2520

保護者が仕事等の理由で、放課後家庭において見守りが困難な児童を受け入れます。放課後や夏休み等の長期休業日に施設を開放し、子どもたちが家庭で過ごすのと同じように、休息したり、友達と遊んだりする「生活の場」です。

### 🌸 淡路市の学童保育施設一覧

名称	定員	場所	電話番号
学童保育 塩田	35人	塩尾430-2 塩田小学校内	☎080-5321-1840
学童保育 志筑	60人	志筑1578 志筑小学校隣接地専用施設	☎080-5321-1868
学童保育 志筑第2	60人		☎090-5970-9901
学童保育 中田	50人	中田4399-2 中田小学校隣接地専用施設	☎080-5321-1887
学童保育 津名東	60人	生穂2346-2 津名東小学校敷地内専用施設	☎090-5255-7787
学童保育 大町	60人	大町上467-1 大町小学校敷地内専用施設	☎080-5321-1869
学童保育 石屋	60人	岩屋488-1 石屋小学校敷地内専用施設	☎080-2954-9985
学童保育 北淡	70人	浅野神田89-14 北淡小学校隣接地専用施設	☎080-2531-9677
学童保育 一宮	100人	北山1600 一宮小学校内専用施設	☎080-8520-1930
学童保育 学習	100人	久留麻1741-1 子育て支援センター内	☎080-2954-9984
学童保育 浦	80人	浦701 浦小学校内	☎080-2482-9832

#### 開設時間

月曜日～金曜日:授業終了後～18:00

土曜日:8:00～18:00

(ただし、土曜日については、学童保育志筑及び学習のみ開設します。)

長期休業日及び学校代休日:8:00～18:00

※日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休日

#### 保育料

1か月5,000円、8月のみ2,000円加算

※家庭の事情により減免される場合がありますのでお問い合わせください。

#### 延長保育

保護者の就労時間等やむを得ず通常の保育時間を超えて保育を行う必要があると認められる場合は、学童保育時間の延長利用ができます。下記のとおり追加料金がかかります。(平日利用のみ)

利用時間	延長保育料(月額)
18:00～18:30	1,000円
18:00～19:00	2,000円

## 学童保育利用料軽減事業

問 社会教育課(1号館2F④) ☎64-2520

子どもを健やかに生み育てやすい環境づくりの推進及び保護者の経済的な負担の軽減を図るため、学童保育を利用する小学校1年生から3年生までの児童のうち、利用料の減免を受けている児童に対して補助金を交付します。

### 対象児童

以下の①～③のいずれかに該当する児童が対象となります。

- ①児童扶養手当の支給を受けている児童
- ②就学援助を認定されている児童
- ③同一世帯で、2人以上同時に学童保育を利用し、利用料の2分の1の減免を受けている児童

### 対象要件

- ①対象年度の利用料を完納した世帯
- ②市税を滞納していない世帯

## 教育相談

問 教育センター(1号館2F⑤) ☎64-2166

発達や特別支援に関する相談など

### 開設時間

毎月2回 第2・4月曜日(13:00～17:00)

問 兵庫県教育委員会淡路教育事務所  
☎0799-22-4152

保護者等の教育問題に対する相談や学校からの相談に対し、中立的な立場から適切な指導・助言をすることで、問題解決の支援を図るものです。面接相談を基本とします。※要予約

### 開設予定日

毎月第2月曜日(月によっては第3月曜日の場合もあります。)

### 開設場所

兵庫県洲本総合庁舎1階 小会議室

## 特定奨学金等基金給付事業

問 学校教育課(1号館2F④) ☎64-2519

経済的理由により高校等への就学困難な生徒に対し、経済的な負担を軽減するために奨学金、通学助成費を支給します。いずれも給付ですので返還は不要です。

また、兵庫県が実施する高校生等奨学給付金との併給が可能です。

### ✿奨学金

高校等に在学している第1学年の者に、1人10万円を一括支給

### ✿通学助成費

高校等に在学している第1学年から第3学年の者に、通学に要した交通費のうち、1年間で1人あたり10万円を上限として支給

10万円に満たない場合は、当該額を支給

## 就学援助

問 学校教育課(1号館2F④) ☎64-2519

淡路市立学校に在籍する児童・生徒もしくは小学校入学予定者の保護者の経済的負担を軽減するため、教育に係る費用の全部又は一部を援助するものです。ただし、所得制限があります。

## 特別支援教育就学奨励費

問 学校教育課(1号館2F④) ☎64-2519

淡路市立学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、教育に係る費用の全部又は一部を支給するものです。所得等の要件がありません。就学援助費との同時受給はできません。

## 通学者交通費助成事業

問 まちづくり政策課(2号館2F⑳) ☎64-2506

公共交通機関を利用して高校、大学又は専門学校等へ通う学生の交通費を助成します。

**対象者** 公共交通機関を利用して通学する学生  
※他の公的制度による助成を受けている場合は併用不可

**助成対象**

あわ神・あわ姫バス鮎原線

高速バスなど・ジェノバライン

	回数券	定期券	回数券	定期券
高校生(市内通学)	対象外	全額	対象外	対象外
高校生(市外通学)	対象外	全額	通学にかかる交通費の1/2 ※上限10万円	+
専門学校生・大学生など(市外通学)	通学にかかる交通費の1/3 ※上限6.5万円			

**申請時期** 令和9年1月～3月

**手続き** web申込み又は窓口へ提出

要件など詳細はこちらから



持参するもの

- 在学を証する書類(学生証または在学証明書)
- 助成対象となる交通費が分かる書類(領収書・定期券等の原本又は写し)
- 振込先口座がわかる書類

## 若者夫婦世帯への住宅購入費助成

問 まちづくり政策課(2号館2F⑳) ☎64-2506

若者夫婦・子育て世帯の移住・定住の促進を図るため、島外から転入して市内で居住用の住宅を購入し、移住する場合に購入費用等の一部を助成します。

**対象者** ・淡路市へ転入して5年以内の方(但し移住前は3年以上継続して島外市区町の住民台帳に記載されていた方)  
・申請者の年齢が40未満で配偶者がいる世帯、または中学生以下の扶養者がいる世帯  
・市内に住宅を建築または購入し、その住宅に10年以上定住する意思のある方

要件など詳細はこちらから



**助成額**

- 住宅購入費助成  
①新築住宅 100万円(上限)      ②中古住宅 80万円(上限)
- 市内事業者利用加算  
①新築住宅 35万円      ②中古住宅 30万円
- 子育て世帯加算(中学生以下)  
1人当たり 30万円(但し2人まで)

**申請時期** 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※建物の所有権保存登記または所有権移転登記完了後、6か月以内に窓口にて交付申請を行ってください。

# 障がいに関わる子育て支援

## — 手帳の交付 —

お子さんの心身に障がいがある場合、その種類や程度によって申請に基づき「手帳」の交付を受けることができます。申請は市窓口で受付しますが、交付決定等は県知事等が行いますので、交付には数か月かかることがあります。

### 身体障害者手帳

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

身体障害者福祉法に基づき兵庫県より交付される手帳です。

障がいの種類により、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に分けられます。

#### 手続き

- ①市窓口にてお渡しする「診断書」に指定医師の診断を受けてください。
- ②書類がそろった後、市窓口にて交付申請してください。

#### 持参するもの

- 診断書
- 顔写真(縦4cm×横3cm)
- マイナンバーカードもしくは通知カード 等

③県の決定後、市へ手帳が届きましたらご連絡します。

※場合により手帳に再認定時期が記載されることがあります。

### 療育手帳

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

中央こども家庭センター洲本分室(18歳以上は県立知的障害者更生相談所)において、知的障がいと判定された人に対し、兵庫県より交付される手帳です。

#### 障がいの程度

心理学的・社会的・医学的見地から総合判定され、A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に区分されます。

#### 手続き

- ①市窓口にて交付申請してください。

#### 持参するもの

- 顔写真(縦4cm×横3cm)
- マイナンバーカードもしくは通知カード 等

②中央こども家庭センター洲本分室から判定日についての通知が申請者にあります。

③指定された日に判定を受けてください。

④県の決定後、市へ手帳が届きましたらご連絡します。

※障がいの程度により、手帳に有効期限が記載される場合があります。

手帳を更新するには、再度判定を受ける必要があります。

## 精神障害者保健福祉手帳

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

精神障がいのため長期間にわたり、日常生活や社会生活に制約がある人に対し、精神保健福祉法に基づき、兵庫県より交付される手帳です。

### 障がいの程度

障がいの程度によって1級から3級まで区分されます。

### 手続き

①主治医とご相談のうえ、市窓口にて交付申請してください。

#### ✓ 持参するもの

- 診断書(指定様式)又は障害年金証書・最新の振込通知書の写し
- 顔写真(縦4cm×横3cm)
- マイナンバーカードもしくは通知カード 等

②県の決定後、市へ手帳が届きましたらご連絡します。

※手帳の有効期限は2年です。更新には再審査が必要です。

## 特別児童扶養手当

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

20歳未満の身体又は精神に障がいがあるお子さんを監護する父母や父母にかわってそのお子さんを養育している人に手当が支給されます。

(お子さんを父及び母が監護している場合は、主として生計を維持する者(所得の高い方)が受給者となります。)

ただし、所得制限があるほか、児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設等の児童福祉施設等に入所している場合や障がいを理由として公的年金を受けることができる場合は対象外となります。

## 手当額

障がいの程度に応じて決まります。

児童1人につき

1級(重度) 月額58,450円

2級(中度) 月額38,930円

## 支払期間及び支給月

請求があった翌月分から支給要件に該当しなくなった月分まで支給されます。

第一期: 4月11日(12~ 3月分)

第二期: 8月11日( 4~ 7月分)

第三期: 11月11日( 8~11月分)

※11日が銀行休業日のときは前営業日

### 手続き

市窓口にて認定請求の手続きをしてください。(市から県へ送付します。)

#### ✓ 持参するもの

- 特別児童扶養手当認定診断書(2か月以内のもの)

※障がいの状況により身体障害者手帳、療育手帳で診断書に代えることができる場合があります。

- 請求者と対象児童の戸籍謄本(1か月以内に交付されたもの)

- マイナンバーカードもしくは通知カード 等

- 請求者名義の振込先口座の通帳

- その他、個々の状況により、必要書類の提出をお願いすることがあります。

## 所得状況届

翌年度以降も引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため、毎年8月に「所得状況届」を市窓口へ提出していただく必要があります。

## 障害児福祉手当

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満のお子さんに「障害児福祉手当」が支給されます。ただし、所得制限があるほか、お子さんが施設に入所している場合や障がいを理由とする公的年金を受給している場合は対象外となります。

支給額 月額16,560円

### 手続き

①市窓口にて認定請求の手続きをしてください。

#### 持参するもの

- 診断書(指定様式)
- 振込先口座のわかる書類
- (必要に応じて)所得証明書 等
- マイナンバーカードもしくは通知カード 等

②市の認定後、2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までの手当が指定口座に振り込まれます。

### 所得状況届

翌年度以降も引き続き手当を受けるには、毎年8月12日～9月11日に「所得状況届」を市窓口にて提出していただく必要があります。

## 重度心身障害者(児)介護手当

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

自宅で6か月以上寝たきりの状態にあり、常に介護が必要な重度障がいがあるお子さんを介護する父母等に「重度心身障害者(児)介護手当」が支給されます。

ただし、障がい福祉サービスを受給されている方、市民税課税世帯の方、病院・施設に入院・入所している場合等は除きます。

支給額 年額100,000円

### 手続き

①市窓口にて申請してください。

#### 持参するもの

- 民生委員の介護等証明書(指定様式)
- 振込先口座のわかる書類
- (必要に応じて)所得証明書 等

②市の認定後、2月に前年分の手当が指定口座に振り込まれます。

※翌年度以降も引き続き手当を受けるには、毎年6月に更新の手続きが必要です。

## 福祉用具・住宅改修等

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

### 日常生活用具給付

日常生活がより円滑に行われるように手助けをする特殊ベッド等の機器の給付や住宅改修等を行います。なお、機器の種類により、障がいの内容や程度、価格等の規定があります。

### 補装具の支給(購入・修理・貸与)

身体の障がいを補い、日常生活を容易にするために必要な補装具の購入・修理・貸与に要する費用(の一部)を公費負担します。なお、補装具の種類により、障がいの内容や程度、価格等の規定があります。

※これらは全て申請前に購入・改修等された場合は支給対象になりません。

必ず事前に市窓口までご相談ください。

## 医療費助成

問 福祉総務課(2号館1F③) ☎64-2509  
又は各事務所市民窓口課

### 🌸重度障害者医療費助成事業

市内に住所があり、重度障がいがある人にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を公費で負担します。

ただし、入院時の食事療養費等は対象外です。また、所得制限があります。

- 外来1医療機関あたり、1日につき600円(軽減者400円)を限度に月2回まで
- 入院1割負担。ただし1医療機関あたり、1か月につき2,400円(軽減者1,600円)までが上限です。

※継続して入院の場合、4か月目以降のご負担はありません。

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

### 🌸自立支援医療(精神通院)

精神疾患で通院されているお子さんが、安定して治療を受けることができるように、医療費のうち保険診療の自己負担分の一部を公費で負担します。ただし、入院時の食事療養費等については対象外です。また、所得制限があります。

### 🌸自立支援医療(育成医療)

18歳未満のお子さんが、身体障がいの回復や軽減を目的とした医療を指定医療機関で受けられるように、医療費のうち保険診療の自己負担分の一部を公費で負担します。ただし、入院時の食事療養費等については対象外です。また、所得制限があります。

## 障がい福祉サービス・児童通所支援

問 地域福祉課(1号館1F⑨) ☎64-2510

### 🌸居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

### 🌸短期入所(ショートステイ)

家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

### 🌸放課後等デイサービス

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障がい児について、学校の授業終了後や夏休み等に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

### 🌸児童発達支援

通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。

### 🌸保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

## きこえに関する相談

問 兵庫県こどものきこえ相談センター  
☎078-600-0556 FAX078-805-4192

きこえない、きこえにくい子どもとその保護者や支援者を対象に、きこえに関するさまざまな相談に対応します。

※要予約 (手話、筆談での対応可能)

相談方法 電話、FAX、来所、Web

開設時間 9:00~18:00

開館日 火~土(祝日は除く)





# ひとり親家庭への支援



## 児童扶養手当

**問** 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

母子家庭の母又は父子家庭の父等に、お子さんが18歳に達する日以降の最初の3月31日まで、所得に応じて手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

※お子さんの心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は、20歳の年齢到達月まで対象となります。

### 支給額

児童1人の場合 所得に応じて月額11,340円～48,050円

加算額 2人目以降 1人につき月額5,680円～11,350円

※手当月額は、物価スライド制の適用により改定されることがあります。

詳しくは  
こちらから



### 支給期間及び支給月

審査において認定されると、請求をした日の翌月分から支給されます。

2か月分の手当をまとめて奇数月の10日に支給します。

※10日が銀行休業日のときは前営業日

## 母子家庭等医療費助成事業

**問** 福祉総務課(2号館1F③)又は各事務所市民窓口課 ☎64-2509

ひとり親家庭のお子さんとその養育者(父又は母)及び遺児にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を公費で負担します。ただし、入院時の食事療養費等は対象外です。また、所得制限があります。

外来1医療機関あたり、1日につき800円(軽減者400円)を限度に月2回まで

入院1割負担。ただし1医療機関あたり、1か月につき3,200円(軽減者1,600円)までが上限です。

※継続して入院の場合、4か月目以降のご負担はありません。

## 母子父子寡婦福祉資金貸付

**問** 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

進学時の入学金や授業料が不足、就職前の教習所費用(車購入)ほかに10種類の貸付があります。資格要件等もあるため、申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

## 自立支援教育訓練給付金

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

雇用保険制度等で定める教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、講座終了後に受講料の6割相当額(下限12,000円、対象講座により支給上限額が異なります。)を支給します。

※申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

## 高等職業訓練促進給付金

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

母子(父子)家庭の親が6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間(上限あり)、高等職業訓練促進給付金を支給します。看護師や介護福祉士等の資格を取得するために養成機関等で修業する場合、修学期間中の生活費として訓練促進費、また、養成期間修了後に一時金が支給されます。

※申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

### ● 給付金額

#### 訓練促進給付金

- ・非課税世帯 月額100,000円
  - ・課税世帯 月額 70,500円
- ※最終学年1年間は、プラス40,000円

#### 修了支援給付金

- ・非課税世帯 50,000円
- ・課税世帯 25,000円

## 高等職業訓練促進資金貸付

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、貸付があります。

※申請前に母子・父子自立支援員に相談が必要です。

### ● 貸付金

入学準備金 500,000円以内(入学金、教科書代、教材費、学用品、交通費等)

就職準備金 200,000円以内(転居費用、礼金、仲介手数料、被服費、通勤用自動車購入費等)

※取得した資格を活かして5年間その職に従事した場合、貸付金の返済を免除します。

## 遺族基礎年金・遺族厚生年金

問 福祉総務課(国民年金)(2号館1F③) ☎64-2509 ※厚生年金の場合は、明石年金事務所 ☎078-912-4983

国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。

## 障害基礎年金・障害厚生年金

問 福祉総務課(国民年金)(2号館1F③) ☎64-2509 ※厚生年金の場合は、明石年金事務所 ☎078-912-4983

年金加入していた方が重度障がいになり、支給要件を満たしている場合に、本人が受給できる年金です。

※児童扶養手当支給対象の方で、年金支給額が児童扶養手当より少額の場合、差額分が児童扶養手当として支給されます。(年金優先)

## JR特定者用定期乗車券割引制度

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

児童扶養手当受給世帯等に属する方について、JRの通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

### 対象

下記のいずれかに該当する世帯

・児童扶養手当法の定めるところにより児童扶養手当の支給を受けている世帯。

※JR特定者用定期乗車券割引制度を利用して通勤定期乗車券を購入するには、あらかじめ市が発行する特定者資格証明書の交付を受ける必要がありますので、事前に子育て応援課までご相談ください。

## 特別相談

問 子育て応援課(2号館1F②) ☎64-2134

借金やもめごとなどで法律的な相談が必要な場合、母子・父子自立支援員が相談を受けた後、県の母子専門相談員(弁護士)につながります。

## 淡路市婦人共励会

問 子育て応援課(2号館1F②)(淡路市婦人共励会事務局:子育て応援課内) ☎64-2134

母子(父子)家庭等のひとり親家庭や寡婦の方の生活や福祉の向上を目指して、遠足や親子体験等の行事を開催しています。

※「ひとり親家庭支援奨学金制度」として、全国母子寡婦福祉団体より中学3年生～高校3年生を対象に、月額30,000円を1年間支給する制度があります。(抽選)



仲良しバスの旅にて